

キッチンカー実証実験 許可条件について

- ・公園利用者アンケートと事業者アンケートに協力すること。
- ・看板等の屋外広告物の掲出については熊本市屋外広告物条例等関係法令を遵守すること。
なお、屋外広告物は公園利用者等に危害を及ぼす恐れがないように設置するとともに、強風により飛散する恐れがある場合は撤去するなど安全対策を適切に実施すること。
- ・営業中は飲食スペースとして、テーブル1台・椅子2脚の1セット以上を設置し、終了後は撤去すること。
- ・移動販売車の搬入及び搬出は、公園施設や利用者には十分注意して行うこと。また、園内移動の際はハザードランプを点灯させ徐行すること。
- ・移動販売車は所定の場所以外での駐車並びに営業をしないこととし、販売終了後は原状回復すること。
- ・公園施設汚損、破損等した場合は、直ちに公園管理者に報告すること。なお、公園管理者が必要と判断した場合は、出店者の負担において原状回復するものとする。
- ・出店に必要な資機材は、出店者が用意することとし、公園内の電力、水道及び排水施設は使用しないこと。
- ・出店者の責務で出店場所に廃棄物の分別回収箱等を設置し、購入者による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じるとともに、販売終了後は清掃を行い、廃棄物（排水含む）は持ち帰り、適正に分別処理すること。
- ・音響設備、照明設備等は、公園利用者、周辺住民及び周辺施設等の迷惑にならないような音量とし、状況によっては中止すること。
- ・出店に起因する事故やクレーム等があった場合は、誠意をもって対応するとともに、直ちに公園管理者に報告すること。
- ・食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症予防対策を徹底すること。
- ・営業休止、営業時間の短縮等、許可申請時の計画と異なる営業とする場合は、あらかじめ公園管理者に連絡すること。
- ・出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について公園管理者は一切責任を負わない。